

各 位

会社名 株式会社ユビテック
代表者名 代表取締役社長 荻野 司
(JASDAQ・コード 6662)
問合せ先
役職・氏名 常務取締役管理本部長 明石 直人
電話 03-5487-5560

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社株式を上場している証券市場の利便性・流動性の向上に資するため、1株を 100 株に分割するとともに単元株制度の採用を行います。なお、この株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

上記に加え、顧客ニーズの多様化、案件獲得の機会損失の防止に対応するため事業目的に労働者派遣事業を追加します。

2. 株式分割

(1) 分割の方法

平成 25 年 12 月 31 日(火)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を1株につき 100 株の割合を持って分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

平成 25 年 12 月 31 日(火)最終の発行済株式総数に 99 を乗じた株式数とします。

- ① 株式の分割前の発行済株式総数 144,468 株(平成 25 年 6 月 30 日時点)
- ② 株式の分割により増加する株式数 14,302,332 株
- ③ 株式の分割後の発行済株式総数 14,446,800 株
- ④ 株式の分割後の発行可能株式総数 52,000,000 株

(注)上記発行済株式総数は新株予約権の行使により増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

- ① 基準日公告日 平成 25 年 12 月 16 日(月)
- ② 基準日 平成 25 年 12 月 31 日(火) ※実質的には平成 25 年 12 月 30 日(月)
- ③ 効力発生日 平成 26 年 1 月 1 日(水)

(4) 新株予約権行使価格の調整

株式分割に伴い、新株予約権の1株当たりの行使価額を平成26年1月1日(水)以降、以下のとおり調整いたします。

	取締役総会決議日	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権	平成16年7月23日	14,113円	142円
第2回新株予約権	平成16年11月26日	31,250円	313円
第3回新株予約権	平成17年2月18日	31,250円	313円
第6回新株予約権	平成21年9月9日	36,708円	368円
第7回新株予約権	平成24年9月6日	28,988円	290円

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

「2. 株式の分割」の効力発生日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株とします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成26年1月1日(水)

(参考)平成25年12月26日(木)をもって、証券取引所における売買単位も100株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

「2. 株式の分割」及び「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づき、平成26年1月1日(水)をもって当社定款の一部を変更いたします。

また労働者派遣事業の追加に伴い当社定款の一部を変更いたします。

(2) 変更の内容

- ① 事業の目的に労働者派遣事業を追加するため、現行第2条を変更いたします。
- ② 発行可能株式総数を株式の分割の割合に応じて増加させるため、現行第6条(発行可能株式数)を変更いたします。
- ③ 株式の分割と同時に単元株制度を採用し単元株式数を100株とするため、第8条(単元株式数)を新設いたします。
- ④ 単元株制度の採用に伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるために、第9条(単元未満株式についての権利)を新設いたします。
- ⑤ 第6条の変更及び第8条、第9条の新設並びにこれらに伴う条数の繰下げの効力発生日を定めるために、附則を新設いたします。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～11 (条文省略) (新設)</p> <p>12 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は<u>520,000株</u>とする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～11 (現行通り)</p> <p><u>12 労働者派遣事業</u></p> <p><u>13 前各号に付帯する一切の業務</u></p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は<u>52,000,000株</u>とする。</p>

<p>第7条（条文省略） （新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第8条から第37条まで（条文省略） （新設）</p>	<p>第7条（現行通り） <u>（单元株式数）</u></p> <p>第8条 <u>当社の单元株式数は、100株とする。</u> <u>（单元未満株式についての権利）</u></p> <p>第9条 <u>当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p><u>1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>2 会社法第166条第1項による請求をする権利</u> <u>3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第10条から第39条まで（現行通り） <u>（附則）</u> <u>第6条の変更、第8条および第9条の新設ならびにこれらに伴う条数の繰り下げは、平成26年1月1日をもってその効力を生じるものとし、本附則は効力発生日をもって削除する。</u></p>
---	--

なお、本年9月20日開催予定の第37回定時株主総会において、上記の通り定款変更議案を付議いたします。

以 上